

下関市連携中枢都市圏形成方針

平成 27 年 12 月 18 日

下関市

(目的)

第1条 この方針は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）第5（4）に基づき、下関市の区域の全部を対象に連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するに当たり、圏域の経済活性化、魅力の向上及び暮らしやすさの向上を目的に、合併前の旧下関市区域を中心地域、それ以外の菊川地域、豊田地域、豊浦地域及び豊北地域の区域を近隣地域とし、それぞれが連携して取り組む基本的な方針、取組内容及び役割分担を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域の特性や既存施設の立地状況などを踏まえ、地域別整備の方向性を明確にするため、次のとおり対象地域、ゾーンの名称及び分担機能を設定し、圏域全体の活性化を図るものとする。

対象地域	ゾーンの名称	分担機能
中心地域	都市拠点ゾーン	経済産業の中心となる高度な都市的サービスの提供機能及び知りたい、行きたい、住みたい魅力のあるまち「輝き海峡都市・しものせき」の顔となる市街地機能
近隣地域のうち 菊川地域及び 豊田地域	田園環境共生ゾーン	木屋川・栗野川水系や中国山地に育まれた豊かな自然と共生し、その自然の恵みを活かしたまちづくりを推進する機能
近隣地域のうち 豊浦地域及び 豊北地域	海岸環境共生ゾーン	長く美しい山陰海岸を有する豊かな自然と共生し、海との関わりを活かしたまちづくりを推進する機能
圏域全体	交流促進ゾーン	地域の多様な人材・資源を活かしたまちづくりを推進し、市全体の価値や魅力を向上させることにより、市外さらには海外との他分野における交流を展開する機能

2 前項の取組においては、コンパクト化とネットワーク化の考え方を基本として、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの観点から、連携する取組を市民、企業及び行政が一体となって推進し、市民が誇れる自立した圏域を構築するものとする。

(取組事項)

第3条 前条の基本方針に従い、相互に役割を分担し、連携する取組は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が定める。

別表（第3条関係）

ア 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	中心地域の役割分担	近隣地域の役割分担
a 産学金官民一体となった産業振興の仕組みづくり	① 産学金官民が一体となった「経済成長戦略会議」の設置・運営	産学金官民が一体となった「経済成長戦略会議」の設置・運営及び成長戦略の検討を主体となって行う。	「経済成長戦略会議」に参加し、中心地域と協力して成長戦略の検討を行う。
	② 成長戦略のフォローアップ	圏域全体の成長戦略及びその施策の進行管理及びフォローアップを行う。	各地域の成長戦略及びその施策の進行管理及びフォローアップを行う。
b 地域の中小企業振興、新規創業促進、イノベーション推進	① 中小企業支援	圏域全体において、中小企業者に対する制度融資等の企画立案を行うとともに、支援に向けた制度の充実を図る。	各地域において、中小企業者に対する制度融資等の周知を行い、支援に向けた制度の充実を図る。
	② 企業誘致活動等の推進 ・ 誘致活動の推進	圏域全体の企業誘致に向けた戦略的な企画立案を行うとともに、企業誘致活動を主体となって推進する。	各地域の企業誘致活動を推進する。
	③ 新産業・新規創業等の支援 ・ 航空宇宙・環境関連等、新産業の振興 ・ 新規創業等の支援	圏域全体の各種奨励金制度等による企画立案を行うとともに、新産業・新規創業等の支援を主体となって行う。	各地域の新産業・新規創業等の支援を行う。
c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	① 生産、流通基盤の整備 ・ 農業生産基盤の整備 ・ 林業生産基盤の整備 ・ 漁業生産基盤の整備 ・ 流通基盤整備	圏域全体において、農林水産物の生産、安定供給を確保するため、生産効率の向上を図るとともに、新技術の導入や流通基盤の整備を行う。	各地域において、農林水産物の生産、安定供給を確保するため、生産効率の向上を図るとともに、新技術の導入や流通基盤の整備を行う。

	② 生産振興の推進 ・需要に対応した生産振興の推進 ・鳥獣被害防止対策等の支援 ・地元産木材の需要拡大の推進 ・栽培漁業の推進	圏域全体において、特色ある農林水産物の生産支援を行うとともに、生産振興の推進を図る。	各地域において、特色ある農林水産物の生産支援を行うとともに、生産振興の推進を図る。
	③ 地場製品のブランド化の推進 ・農林水産物ブランド化の推進	圏域全体において、地場製品のPR及び国内外への販路拡大によるブランド化を推進する。	各地域において、地場製品のPR及び国内外への販路拡大によるブランド化を推進する。
	④ 地域資源を活用した地場産業の活性化	圏域全体において、地域資源を活用した地場産業の活性化を図る。	各地域において、地域資源を活用した地場産業の活性化を図る。
d 戦略的な観光施策	① 情報発信とおもてなしの充実・強化	圏域全体において、観光客への情報発信とおもてなしの充実・強化を図る。	各地域において、観光客への情報発信とおもてなしの充実・強化を図る。
	② コンベンション等の誘致	圏域全体において、コンベンション等の誘致活動の強化及び受入態勢の充実を図る。	各地域において、コンベンション等の誘致活動の強化及び受入態勢の充実を図る。
	③ 外国人観光客の誘致 ・商談会・観光展への参加 ・受入態勢の強化 ・観光モデルコース等の整備	圏域全体において、関係機関等との連携を図り、外国人観光客の誘致を推進する。	各地域において、関係機関等との連携を図り、外国人観光客の誘致を推進する。
	④ 景観形成の推進 ・下関市景観計画の推進 ・関門景観形成の推進 ・花とみどりのまちづくりの推進 ・夜間景観形成の推進	圏域全体において、総合的な景観形成の推進を図る。	各地域において、地域の景観資源を活かした景観形成を図る。

	⑤ まちづくりと一体となったウォーターフロント開発	中心市街地のまちづくりと一体となった魅力あるウォーターフロント開発を推進する。	—
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	① 新規就業者等担い手の育成・支援 ・新規就業者に対する支援 ・多様な担い手対策の推進	圏域全体において、新規就業者等担い手の育成・支援を行う。	各地域において、新規就業者等担い手の育成・支援を行う。
	② 各種制度融資の充実	圏域全体の農業・漁業の経営安定に向けた企画立案を行うとともに、各種制度融資の充実を図る。	各地域の各種制度融資の充実を図る。
	③ 魅力ある商店街の活性化 ・魅力ある商店街づくりの推進	圏域全体において、魅力ある商店街づくりに向けた企画立案を行うとともに、商店街の活性化を図る。	各地域において、地域の個性を活かした魅力ある商店街づくりを行う。
	④ 産業人材の育成	圏域全体において、市内企業が求める人材の育成を支援する。	各地域において、市内企業が求める人材の育成を支援する。
	⑤ 雇用の創出・促進 ・企業誘致等による雇用の創出 ・若者等の地元就職支援、雇用の促進 ・キャリア教育の推進 ・高齢者事業に対する支援	圏域全体において、戦略的かつ積極的な企業誘致を行うとともに、雇用の創出・促進に主体となって取り組む。	各地域において、戦略的かつ積極的な企業誘致を行うとともに、中心地域と連携して雇用の創出・促進に取り組む。
	⑥ 港湾の振興 ・港湾機能の強化 ・つかいやすい港づくり ・集貨推進及び国際航路の充実	圏域全体において、航路誘致・集貨対策活動を積極的に行い、港湾の振興を図る。	各地域において、集貨対策活動を積極的に行い、中心地域と連携して港湾の振興に取り組む。

イ 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	中心地域の役割分担	近隣地域の役割分担
a 高度な医療サービスの提供に向けた取組	① 救急医療体制の充実	圏域全体の救急医療体制の充実に向けた取組を行う。	各地域の救急医療体制の充実に向けた取組を行う。
	② 高度医療体制の充実	圏域全体の高度医療体制の充実に向けた取組を行う。	各地域の住民が高度医療を受けられるよう取組を行う。
b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	① 中心市街地の整備	中核市にふさわしいにぎわいを創出するとともに、中心市街地のさらなる活性化を図る。	—
	② 総合的な交通対策の推進	圏域全体の総合的な交通対策に関する企画立案を行うとともに、公共交通の維持・確保と利便性の向上を図る。	各地域と中心地域との交通アクセスの向上を図り、圏域のネットワークを強化する。
c 高等教育・研究開発の環境整備	① 人材育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備	圏域全体の人材育成及び高等教育・研究開発環境の整備に関する企画立案を行うとともに、人材育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に向けた取組を行う。	将来を担う人材育成について、各地域の住民への周知や情報提供等を行う。
d その他、交流人口の増加や高次の都市機能の集積・強化に係る施策		上記 a から c までに掲げるもののほか、交流人口の増加や高次の都市機能の集積を目的とした取組を行う。	各地域の上記 a から c までに掲げるもののほか、交流人口の増加や高次の都市機能の集積を目的とした取組を行う。

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

取組	内容	中心地域の役割分担	近隣地域の役割分担
A 生活機能の強化に係る政策分野			
a 地域医療	① 健康づくりの促進 ・いのちを考え、生きる力を育む環境整備 ・地域に密着した保健活動の充実 ・国民健康保険の適正な運営と保健事業の充実	圏域全体の健康づくりの促進に向けた取組を行う。	各地域の健康づくりの促進に向けた取組を行う。
	② 各種保健事業の推進 ・健康増進事業の推進 ・妊婦・乳幼児健康診査の充実 ・小児慢性特定疾病児童等の健全育成 ・精神保健事業の推進 ・難病対策事業の推進 ・感染症予防の推進 ・薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進	圏域全体の各種保健事業の推進に向けた取組を行う。	各地域の各種保健事業の推進に向けた取組を行う。
	③ 地域医療体制等の充実 ・救急医療体制の充実 ・夜間急病診療所の移転整備 ・在宅医療等の充実 ・病院・診療所の充実	圏域全体の医療体制等の充実に向けた取組を行う。	各地域の医療体制等の充実に向けた取組を行う。

b 子ども・子育て支援	① 子育て家庭への支援の充実 ・家庭への支援の充実 ・ひとり親家庭への支援	圏域全体の子育て家庭への支援の充実に向けた取組を行う。	各地域の子育て家庭への支援の充実に向けた取組を行う。
	② 地域での子育て支援の推進 ・質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供 ・在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実 ・地域での支援の推進	圏域全体における地域での子育て支援の推進に向けた取組を行う。	各地域における地域での子育て支援の推進に向けた取組を行う。
c 高齢者福祉	① 高齢者福祉サービスの充実 ・地域包括ケアシステムの推進 ・在宅福祉サービスの充実 ・高齢者福祉施設等の適正管理 ・高齢者の社会参加の促進	圏域全体の高齢者福祉サービスの充実に向けた取組を行う。	各地域の高齢者福祉サービスの充実に向けた取組を行う。
	② 介護予防の推進 ・介護予防活動への支援 ・介護予防システムの推進	圏域全体の介護予防の推進に向けた取組を行う。	各地域の介護予防の推進に向けた取組を行う。
	③ 介護保険事業の充実 ・介護保険の適正な運営と介護サービスの充実	圏域全体の介護保険事業の充実に向けた取組を行う。	各地域の介護保険事業の充実に向けた取組を行う。
d 障害者福祉	① 障害福祉サービスの充実 ・在宅福祉サービスの充実 ・福祉医療費助成の充実 ・障害者福祉施設の整備支援	圏域全体の障害福祉サービスの充実に向けた取組を行う。	各地域の障害福祉サービスの充実に向けた取組を行う。

	② 生きがい対策の支援 ・障害のある人の生きがい対策の支援 ・啓発・広報活動の推進 ・意思疎通支援の充実	圏域全体の生きがい対策の支援を行う。	各地域の生きがい対策の支援を行う。
e 低所得者福祉	① 生活困窮者の自立の促進	圏域全体の生活困窮者の自立の促進に向けた取組を行う。	各地域の生活困窮者の自立の促進に向けた取組を行う。
	② 就労支援の推進 ・就労支援員による就労支援の実施	圏域全体の就労支援の推進に向けた取組を行う。	各地域の就労支援の推進に向けた取組を行う。
f 教育・文化・スポーツ	① 生涯学習の推進 ・生涯スポーツの推進と競技力の向上 ・公民館など生涯学習拠点施設の整備と活用の促進	圏域全体の生涯学習の推進に向けた取組を行う。	各地域の生涯学習の推進に向けた取組を行う。
	② 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり ・文化財の整備・活用の促進	圏域全体の歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進する。	各地域の歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進する。
	③ 芸術文化活動の推進 ・美術館の環境整備 ・博物館など学術文化拠点の環境整備	圏域全体の芸術文化活動の推進に向けた取組を行う。	各地域の芸術文化活動の推進に向けた取組を行う。
g 地域振興		圏域全体の地域振興に資する取組を行う。	各地域の特色を活かした地域振興に資する取組を行う。

h 安全・安心の確保	① 消防・防災体制の強化	圏域全体の消防・防災体制の強化を行う。	各地域の消防・防災体制の強化を行う。
	② 防災・減災対策の推進	圏域全体の防災・減災対策の推進に向けた取組を行う。	各地域の防災・減災対策の推進に向けた取組を行う。
	③ 防犯対策の充実	圏域全体の防犯対策の充実に向けた取組を行う。	各地域の関連団体と密接に連携し、防犯対策の充実に向けた取組を行う。
	④ 災害に強い河川海岸環境の整備	圏域全体において、災害に強い河川海岸環境を整備する。	各地域において、災害に強い河川海岸環境を整備する。
i 環境	① 環境汚染の防止 ・環境及び汚染発生源の監視	圏域全体の環境汚染の防止に取り組む。	各地域の環境汚染の防止に取り組む。
	② 地球温暖化対策の推進 ・事業者・市民の活動推進 ・再生可能エネルギーの利用促進 ・効率的なエネルギー利用の促進	圏域全体において、地球温暖化対策の推進に向けた取組を行う。	各地域において、地球温暖化対策の推進に向けた取組を行う。
	③ 廃棄物処理環境の充実 ・ごみ処理体制の整備・充実 ・し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実 ・産業廃棄物処理の適正化の促進	圏域全体の廃棄物処理環境の充実に向けた取組を行う。	各地域の廃棄物処理環境の充実に向けた取組を行う。
B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野			
a 地域公共交通	① 民間バス路線の維持、生活バスの運行	圏域全体において、民間バス路線の維持や効率的な生活バス路線等の維持・確保に取り組む。	各地域において、民間バス路線の維持や効率的な生活バス路線等の維持・確保に取り組む。

	② コミュニティ交通への支援	圏域全体において、コミュニティ交通への支援を行い、移動手段の確保と利便性向上を図る。	各地域において、コミュニティ交通への支援を行い、移動手段の確保と利便性向上を図る。
	③ 鉄道利用者の利便性向上	圏域全体において、鉄道の利用促進に取り組むとともに、鉄道利用者の利便性向上に向けた取組を行う。	各地域において、鉄道の利用促進に取り組むとともに、鉄道利用者の利便性向上に向けた取組を行う。
	④ 離島航路の安定運航	離島航路の安定運航の維持に向けた取組を行う。	—
b ICTインフラ整備	① 情報通信基盤の整備・活用	圏域全体の情報基盤の充実を図り、地域間の情報通信基盤格差の改善に努める。	各地域の情報通信基盤の充実を目指した関係機関との調整のため、市民ニーズを把握する。
	② 行政情報機能の充実 ・電子自治体の推進 ・特定個人情報保護評価の実施	圏域全体の行政情報機能の充実に向けた取組を行う。	各地域の行政情報機能の充実に向けた取組を行う。
c 道路等の交通インフラの整備・維持	① 高規格幹線道路など広域交通連絡網の整備 ・高規格幹線道路の整備	圏域全体の高規格幹線道路など、広域交通連絡網の整備に向けた取組を行う。	各地域の高規格幹線道路など、広域交通連絡網の整備に向けた取組を行う。
	② 国道・県道など地域連携道路の整備 ・国道・県道等の整備	圏域全体の国道・県道など、地域連携道路の整備に向けた取組を行う。	各地域の国道・県道など、地域連携道路の整備に向けた取組を行う。
	③ 市道等生活道路の整備 ・市道等の整備	圏域全体において、日常生活の安全性や快適性の確保を図るため、市道等生活道路の整備に向けた取組を行う。	各地域において、日常生活の安全性や快適性の確保を図るため、市道等生活道路の整備に向けた取組を行う。

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	① 地産地消、地元発注、地元調達の推進 ・地域循環型経済の推進	圏域全体において、地産地消、地元発注、地元調達の推進に向けた取組を行う。	各地域において、地産地消、地元発注、地元調達の推進に向けた取組を行う。
e 地域内外の住民との交流・移住促進	① 都市・農村交流など圏域内交流の促進 ・地域連携の推進 ・広域観光連携の推進	圏域全体において、都市・農村交流など圏域内交流の促進に向けた取組を行う。	各地域において、都市・農村交流など圏域内交流の促進に向けた取組を行う。
	② 他地域との交流の促進	圏域全体において、他地域との交流の促進に向けた取組を行う。	各地域において、他地域との交流の促進に向けた取組を行う。
	③ 人口定住の促進 ・新規定住者への支援 ・定住人口の確保	圏域全体の人口定住の促進に向けた取組を行う。	各地域の人口定住の促進に向けた取組を行う。
f 上記 a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携		上記 a から e までに掲げるもののほか、圏域全体の結びつきやネットワークの強化に向けた連携を推進する。	上記 a から e までに掲げるもののほか、各地域の結びつきやネットワークの強化に向けた連携を推進する。
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野			
a 人材の育成	① 公立大学法人下関市立大学への支援・活用	圏域全体の人材の育成・輩出に向け、地域イノベーション推進拠点として、公立大学法人下関市立大学への支援・活用に向けた取組を行う。	各地域の特性を公立大学法人下関市立大学の調査研究対象として捉え、調査研究成果を活用した地域課題の解決に向けた取組を行う。

	② まちづくり協議会への支援	圏域全体において、住民自治によるまちづくりを推進し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指す。	各地域において、住民自治によるまちづくりを推進し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指す。
	③ 職員の資質向上 ・行政組織の見直しと適正な職員数の管理	職員の資質向上に向けた取組を行う。	職員の資質向上に向けた取組を行う。
b 外部からの行政及び民間人材の確保		圏域全体において、外部からの行政及び民間人材の確保に向けた取組を行う。	各地域において、外部からの行政及び民間人材の確保に向けた取組を行う。
c 上記 a 及び b に掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	① シティプロモーションの推進	戦略的に情報発信することで、圏域全体の都市イメージを向上させ、「選ばれる都市」の実現を図り、「都市ブランド」の確立を目指す。	各地域の豊富な地域資源を活かし、中心地域と連携した戦略的な情報発信により、「都市ブランド」の確立を目指す。
	② 市民活動の促進 ・市民活動促進基本計画の推進 ・しものせき市民活動センターの利用促進 ・地域コミュニティ活動拠点の整備支援	圏域全体の市民活動の活性化を図るとともに、地域コミュニティ組織の育成支援に取り組む。	各地域の市民活動の活性化を図るとともに、地域コミュニティ組織の育成支援に取り組む。
	③ 公共施設マネジメントの推進	圏域全体の公共施設を経営資源として捉え、全体最適化に向けた取組を推進する。	各地域の公共施設を経営資源として捉え、全体最適化に向けた取組を推進する。

D その他の政策分野			
a 上記AからCまでに掲げるもののほか、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る施策		上記AからCまでに掲げるもののほか、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目的とした取組を行う。	上記AからCまでに掲げるもののほか、各地域の生活関連機能サービスの向上を目的とした取組を行う。